一般社団法人日本デフ陸上競技協会　理事会規程

（目 的）

第 1 条 一般社団法人日本デフ陸上競技協会（以下「本協会」という。）の理事会に関する事項は、法令または本協会の定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（種 類）

第 2 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

通常理事会は、年 3 回定期に開催する。

臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長又は理事長が必要と認めたとき。

(2) 会長又は理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長又は理事長に招集の請求があったとき。

(3) 監事から会長又は理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（決議事項）

第 3 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 本協会の業務執行決定

(2) 会長並びに業務執行理事の選定・解職

(3) 重要な財産の処分及び譲受

(4) 多額の借入

(5) 重要な使用人の選定・解職

(6) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止

(7) 内部管理体制の整備

(8) 事業計画書及び収支予算書等の承認

(9) 事業報告書及び計算書類等の承認

(10) 規則、規程の制定、変更及び廃止

(11) その他法令及び本協会の定款に定める事項並びに理事会が必要と認める事項

（招 集）

第 4 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、第 2 条第 2 項により理事が招集する場合及び同条第 3 項により監事が招集する場合を除く。

理事長は、第 2 条第 2 項、又は同条第 3 項に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。理事全員の改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。（招集手続）

第 5 条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手

続きを経ることなく開催することができる。

（議 長）
第 6 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
2 前項の規定にかかわらず、理事全員の改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

（決 議）
第 7 条 理事会に付議された事項は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

（決議の省略）
第 8 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思 表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（改 廃）
第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則
この規程は、一般社団法人日本聴覚障害者陸上競技協会の設立の登記の日（平成 29 年 4 月 1 日）から施行する。
（平成 28 年 10 月 16 日　役員会議決）

2020年10月1日　一部改訂